

## 児童手当・特例給付現況届を提出してください

この届は、毎年6月1日における状況を確認し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、注意してください。現況届は6月上旬に郵送しますが、届かない場合は連絡してください。

- 対象者** 平成27年5月まで児童手当を受給していた方
- 受付期限** 6月30日(火)
- 受付時間** 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日は除く。)  
※ただし、6月4日(木)～11日(木)は、土・日曜日も含めて市役所1階に特設窓口を開設します。  
※6日(土)、7日(日)の受付時間は、午前8時30分～午後0時15分です。
- 受付場所** 市役所3階こども育成グループ  
※郵送による提出も受付可(郵送代は受給者負担)
- 提出書類** ・児童手当・特例給付現況届  
※受給者が厚生年金などに加入している場合は、受給者本人の健康保険証の写し  
※平成27年1月1日に高浜市に住所がなかった方のみ、平成27年度(平成26年分)児童手当用所得証明書  
※そのほか、必要に応じて提出する書類がありますので、詳しくは問い合わせてください。

問合せ先 固こども育成グループ 児童手当担当 ☎52-1111 (内線362)

## 平成27年度子育て世帯臨時特例給付金について

消費税率引上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として、「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。この給付金を受け取るには、平成27年6月分の児童手当を支給する市区町村への申請が必要です。期限までに申請してください。

高浜市の平成27年度子育て世帯臨時特例給付金の申請書(請求書)は、平成27年度児童手当・特例給付現況届とかねていますので、現況届が6月上旬に届かない場合は、連絡してください。公務員の方は、職場で申請書を受け取り、平成27年5月31日に住所のあった市区町村に申請してください。

また、平成27年度児童手当・特例給付現況届が未提出および書類不備などにより、審査が保留になる場合は、子育て世帯臨時特例給付金は支給できませんので注意してください。

- 支給対象者** 平成27年6月分の児童手当(特例給付を含まない。)の受給者  
※特例給付の受給者とは、平成26年の所得が児童手当の所得制限限度額以上の方をいいます。

児童手当所得制限限度額表 (単位:万円)

| 扶養親族などの人数 | 所得額 |
|-----------|-----|
| 0人        | 622 |
| 1人        | 660 |
| 2人        | 698 |
| 3人        | 736 |

※扶養親族数は税法上の控除対象者をいいます。所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、左記金額に1人につき6万円が加算されます。  
※扶養親族などが4人以上の場合は、1人につき38万円(扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算してください。

- 対象児童** 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童  
※平成27年6月1日から子育て世帯臨時特例給付金の支給決定までの間に亡くなった児童は対象外
- 支給額** 対象児童1人につき3,000円
- 申請期間** 6月1日(月)～11月30日(月)  
午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く。)
- 申請場所** 市役所3階こども育成グループ ※郵送による提出も受付可(郵送代は申請者負担)
- 提出書類** 子育て世帯臨時特例給付金(平成27年度)申請書(請求書)

問合せ先 固こども育成グループ 給付金担当 ☎52-1111 (内線362)